

議 会 運 営 委 員 会

令和6年2月29日(木)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員
〔議長団〕笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕牛尾議員
〔執行部〕坂田総務部長、猪狩総務課長、勝手総務管理係長
〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記
-

議 題

1 令和6年3月浜田市議会定例会議について

(1) 追加付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2

(2) その他

2 陳情審査

資料2

(1) 陳情第131号 人事案件も陳情でやるべきではないかという陳情について

(2) 陳情第132号 裁判中の案件も陳情でやるべきという陳情について

(3) 陳情第133号 メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情について

(4) 陳情第134号 二元代表制の本質を考え、疑わしいものは「市の説明を信じた決定」をしないようにすべきという陳情について

(5) 陳情第139号 二元代表制の守られていない例を参考にして、活動してくださいという陳情について

3 議会に係る手続のオンライン化に対応した会議規則等の改正について

資料3

4 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について

資料4

5 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

資料5

6 その他

令和 6 年 3 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（1 件）

〔条例関係 1 件〕

議案第 31 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

報告（1 件）

報告第 2 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議会報告事件（1 件）

特別委員会の最終報告について（協働のまちづくり推進特別委員会）

令和6年3月浜田市議会定例会議 追加付託先等一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 1件

市長提出議案等（議案1件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第31号	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会

市長報告事件（1件）

報告等番号	件名
報告第2号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議会報告事件（1件）

件名
特別委員会の最終報告について（協働のまちづくり推進特別委員会）

浜田市議会議長笹田卓様 2024年2月9日

浜田市日脚町

森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

陳情番号	131
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

1

趣旨

人事案件について陳情に適さない理由がわからない人事案件も陳情でやるべきではないか、なぜ人事案件を扱わないのかももう一度考えて欲しい

本文

人事案件もチェックすべき市役所の行動である

当然議会も関心を持つべきであり、審査陳情の対象から外すべきではない

現実問題として女性職員からいきなり「お前来るなや」と言われ、精神的にノイローゼになってそのフロアに行けなくなった人がいる

その加害者は謝罪もせず仕事を継続している

このようなことを議会が対応しないで誰がどう対応するのか

市役所側に自浄作用がない限り議会が対応するしかないのではないかと

お願いします



浜田市議会議長笹田卓様、 2024年2月9日
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

2.
趣旨
裁判官を信用しないかのような市の判断はおかしい

陳情番号	132
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

本文
裁判案件について陳情に適さない理由がわからない
裁判中の案件も陳情でやるべき
裁判官は、自分の子供が人質に取られていても適正な判決を出すものである
陳情の結論によって公正中立な裁判官の判断が影響を受けるはずがないからだ



浜田市議会議長笹田卓様 2024年2月9日
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

3 趣旨

メールで済むことは足並みをそろえて合理化を

陳情番号	133
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

本文

陳情をメールで送るといことが行われていない
議員の一般質問をメールで送ることができるのに
一般市民の陳情がメールで送れない理由がわからない

現在他の市町村がどのようにしているか検討中ということだが3ヶ月もかかる理由がわからない
いいことは他の市町村がやっようがやっやなからうがやるべきであり
また議員の一般質問についてはすでにメールで送信することが行われているのだから
なぜ市民の陳情を制限するのか問題である



浜田市議会議長笹田卓様 2024年2月9日

浜田市日脚町

森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

4 趣旨

二元代表制の本質を考え、疑わしいものは「市の説明を信じた決定」をしないようにすべき

本文

久保田市長の飲酒運転隠蔽について議会は浜田市の「あったともなかったとも言えない、適正に行われてた」という説明を信用することだが

浜田市の言うことを信用して議会の意思決定とするということでは

二元代表制の意味がない

仮に、浜田市が「正しい事実を伝えていなかったら」それを信じた議会も判断を誤り、二元代表制の意味がなくなるということである

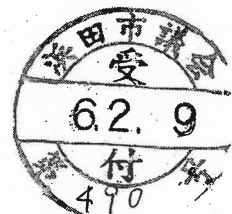
この件については当事者の名前も録音も人事課、議員に伝えているにもかかわらず

人事課も議員も接触しようとしてもしない

これは、二元代表制が行われていないばかりか、市と議会が話を合わせて隠ぺいをしている以外の何ものでもない

疑わしいものについては「浜田市の説明を信じる」という判断を常に使うのは考え直してほしい。

陳情番号	134
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	



浜田市議会議長笹田卓様 2024年2月9日

浜田市日脚町

森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

9 趣旨

二元代表制の守られていない例を参考にして、活動してください

陳情番号	139
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

本文

議会が市役所を監視するという意味だと思うが

議会が市役所の説明を鵜呑みにして判断しては二元代表制の意味がない

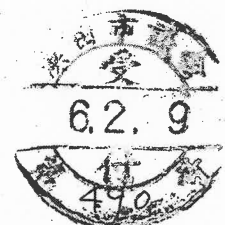
笹田議長は市役所の説明を信用するという発言をされた

しかしその市役所の説明は適正に行われているというだけで中身が適正かは全く説明がないままである

議会がこのような判断ではいいはずがない

二元代表制の役割、「適正に行われているという説明を信用する」という判断、

これが二元代表制の姿かどうかをもう一度検討していただきたい



議会に係る手続のオンライン化に対応した会議規則等の改正について

令和 5 年 5 月 8 日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」のうち、地方議会に係る手続のオンライン化に係る規定が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、住民から地方議会への請願書の提出や、地方議会から国会への意見書の提出といった様々な手続をオンラインで行うことが可能となります。

しかし、地方自治法上はオンライン化が可能となる手続であっても、地方議会の会議規則等により書面等を用いることを前提としている手続があるため、この度、全国市議会議長会は「標準市議会会議規則」及び「標準市議会委員会条例」を改正しました。

今後、浜田市議会においても、この標準規則等を踏まえて会議規則及び委員会条例を改正する予定です。

浜田市議会における会議規則等の改正スケジュール（仮）

時 期	内 容
令和 6 年 2 月 8 日	全国市議会議長会の理事会・評議員会合同会議にて「標準市議会会議規則」及び「標準市議会委員会条例」の一部改正を可決
令和 6 年 3 月中旬	全国市議会議長会が「標準市議会会議規則（委員会条例）に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）」とガイドラインを作成し、各市議会に提供する予定
令和 6 年 4 月以降	会議規則及び委員会条例の改正案の作成 ※関連規程の新規制定や申し合わせ事項の改定等についても併せて検討する。 ※必要に応じて議会運営委員会で協議する。
	議会運営委員会として改正案を提案・議決 ※必要に応じて規程を新規制定、申し合わせ事項を改定
	本会議に改正案を提案・議決（公布・施行）

地方自治法の一部を改正する法律の概要（令和5年法律第19号）

地方議会関係の改正事項

① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

※ 施行日：公布の日（令和5年5月8日）

R5. 5. 26 全員協議会で報告済み
（会議規則等の改正は必要なし）

- 地方自治法は、地方議会の位置付けについて、**「普通地方公共団体に議会を置く」**とのみ規定。

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、**地方議会の役割や議員の職務等を法律上明確化**する。

【具体的な規定内容】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定

「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 第33次地方制度調査会）（抄）

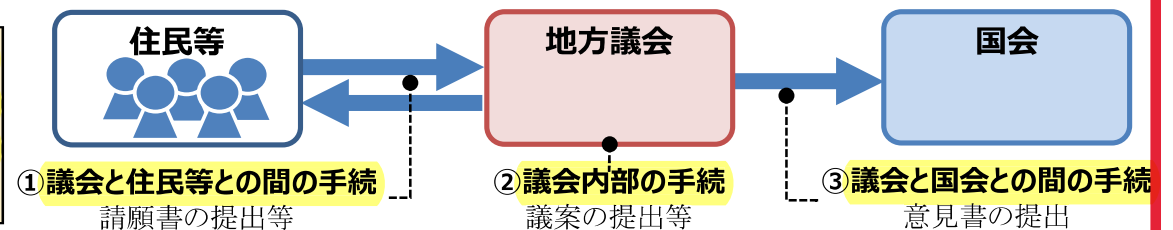
…（略）…**議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。**…（略）…

② 請願書の提出等のオンライン化

※ 施行日：令和6年4月1日

- 住民と議会、議会と国会等の間など、行政機関等を一方の当事者としなない法令上の手続について、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」による**オンライン化の適用対象外**となっている。

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など、**地方議会に係る手続について、一括してオンライン化を可能とする。**



「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 第33次地方制度調査会）（抄）

…（略）…**多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続（※）についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべきである。** ※住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

島根県浜田市議会議長 笹田 卓

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

内閣官房長官 林 芳正 殿

総務大臣 松本 剛明 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

令和5年12月13日付けで議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について、浜田市特別職報酬等審議会から答申あり。

今後、政務活動費について、「6 付記事項」に対する対応を検討する必要がある。

【答申内容】

- 1 市長、副市長及び教育長の給料の額（内容省略）
- 2 浜田市議会議員の議員報酬の額（内容省略）
- 3 期末手当の役職加算（内容省略）
- 4 期末手当の支給月数（内容省略）
- 5 浜田市議会議員の政務活動費の額
 - (1) 政務活動費
年額 100,000 円を年額 240,000 円に改定（140,000 円増）
 - (2) 改定とする理由

政務活動費については、他団体との比較において低い状況にあり、議員活動の活性化に支障が生じているものと思慮する。令和元年度の当審議会において、「透明性の確保を前提として、議会側による支給対象経費や使途基準等の見直しの検討結果を踏まえ、次回の当審議会開催時において増額について審議をお願いすることとする。」と答申しており、議会内での支給対象経費や使途基準等の検討状況を確認した結果、十分な調査研究活動等ができるよう増額改定が適当であるとの結論に至ったものである。なお、支給額については、山陰他市及び全国的な支給事例を踏まえ、判断したものである。

6 付記事項

- (1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。政務活動費は、議員が行う調査研究や広聴等、市政の課題や市民の意志を把握し、市政に反映させる活動や住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものであることから、当該制度の積極的な活用をお願いする。
- (2) 政務活動費の使途基準等については、公正性及び透明性を確保する制度設計となっており客観的に評価できるものであるが、引き続き政務活動費の効果的・効率的な運用が図れるよう、対象となる経費や支給要件等について検討をお願いする。また、特に視察や研修については、その活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかがわかるよう併せて検討をお願いする。